

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月31日

第 1 7 2 期

株式会社 **東芝**

当社は、第172期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第172期報告書には記載しておりません。

1. 事業報告の12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、13 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の個別注記表

12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 取締役会は、経営監査部長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。

ウ. 監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、経営監査部長から経営監査結果の報告を受ける。

エ. 監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

イ. 執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

オ. 執行役は、月次報告会、業績評価委員会等により、年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。

カ. 執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ行動基準」を採択、実施するよう要請する。

イ. 当社は、子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」に基づき当社に通知するよう要請する。

ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進するよう要請する。

エ. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査体制を構築するよう要請する。

オ. 当社は、必要に応じ子会社の経営監査を実施する。

(2) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助するため5名程度で構成される監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会室の所属従業員の人事について、監査委員会と事前協議を行う。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
ア. 執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
イ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
ウ. 経営監査部長は、期初に経営監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、経営監査結果を監査委員会に都度報告する。
エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
オ. 担当執行役は、中間・期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
カ. 代表執行役社長は、経営監査部長の他の執行役、部門からの独立性確保に留意し、経営監査部長の人事について、監査委員会に事前連絡、説明を行う。

13 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、①グローバル事業展開の加速、②イノベーションのさらなる進化、③CSR経営の推進を実行することで事業の集中と選択を加速しながらグローバルトップへ挑戦していきます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を、2009年6月開催の定時株主総会における承認を得て、導入しています。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社経営陣から独立した社外取締役のみで構成される特別委員会は、外部専門家等の助言を独自に得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の評価、検討、開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付である場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合は、特別委員会の勧告又は株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当ての実施）がなされ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

(4) 本プランの特徴（合理性）

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しており、また、その後の買収防衛策に関する実務や司法界等の関係機関の議論等を踏まえています。

ア. 株主意思の反映

本プランは、2009年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入されたものです。

イ. 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性のある社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、対象買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

ウ. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(注) 以上は買収防衛策の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト

(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20090508_1.pdf) をご参照ください。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則附則（平成21年法務省令第46号）第3条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは時価のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3) 投資有価証券及びその他の投資

「Accounting Standards Codification」（以下「ASC」という。）320「投資－負債証券及び持分証券」に準拠し、市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

4) 有形固定資産の減価償却方法

当社及び国内子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として見積残存価額を備忘価額とする250%定率法を採用しています。海外子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。

耐用年数が明らかな無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が計上されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社グループは、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。当該制度での勤務費用は未払計上されます。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損失についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）は、逆希薄化効果のある場合を除き、新株予約権の行使により普通株式が発行されることになった場合に生じる希薄化効果を前提として計算されます。

10) 新会計基準

当社は、2010年4月1日より開始する連結会計年度から「Accounting Standards Updates」（以下「ASU」という。）2009-16を適用しました。ASU 2009-16は、適格特別目的事業体の概念を廃止し、金融資産のオフバランス要件を変更しています。また、財務諸表利用者へより多くの情報を提供するため、金融資産の譲渡に対する事業体の継続的関与とそのリスクの負担に関する透明性を高める追加的な開示を要求しています。ASU 2009-16の適用が当社の連結計算書類に与える重要な影響はありません。

当社は、2010年4月1日より開始する連結会計年度からASU 2009-17を適用しました。ASU 2009-17は、ASU 2009-16により適格特別目的事業体の概念が廃止されたことに伴い、適格特別目的事業体の連結除外に関する例外規定を廃止しています。また、企業が変動持分事業体の連結の要否を定性的分析に基づき判定することを要求し、その評価の見直しを継続的に行うよう規定しています。さらに、企業の変動持分事業体への関与についてより透明性の高い開示を要求しています。ASU 2009-17の適用が当社の連結計算書類に与える重要な影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- 1) 保証債務及び保証類似行為 76,230百万円
- 2) その他の包括損失累計額には、未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額、未実現デリバティブ評価損益が含まれています。
- 3) 重要な係争事件
2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定しました。課徴金の額は、当社に対し86.25百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロとなっています。しかし、当社の調査では、当社は欧州競争法に違反する行為を行っておらず、現在欧州裁判所においてこの決定を争っています。

3. 非継続事業

当社と富士通株式会社（以下「富士通」という。）は、国内外で競争の激化する携帯電話市場において、これまでのノウハウや技術力を結集することで開発力の強化を図るとともに事業の効率性を高めることを目的とし、2010年6月17日付で携帯電話事業の統合に関して基本合意し、2010年7月29日に最終契約を締結しました。この最終契約に基づき、当社は、2010年10月1日付で、携帯電話事業を新会社（富士通東芝モバイルコミュニケーションズ株式会社）に譲渡し、新会社の株式の80.1%を富士通に譲渡しました。富士通との携帯電話事業の統合に関する契約により、当社が既存機種種の製造供給を2011年度上期まで行う予定です。

ASC 205-20「財務諸表の表示-非継続事業」（以下「ASC 205-20」という。）に従い、携帯電話事業に係る経営成績を連結損益計算書上、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された携帯電話事業に係る経営成績は以下のとおりです。

売上高及びその他の収益	84,167百万円
売上原価及び費用	98,004百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△13,837百万円
法人税等	△ 5,631百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）	△ 8,206百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益（控除）	一百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△ 8,206百万円

当社の連結子会社であるモバイル放送株式会社（以下「モバイル放送」という。）は、2009年3月末までに全ての放送サービスを終了し、現在、解散に向けて諸手続きを行っています。ASC 205-20に従い、モバイル放送に係る経営成績を連結損益計算書上、非継続事業として区分表示しています。これらの金額に重要性はありません。

4. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。

投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2011年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する資産			
投資有価証券及びその他の投資	201,811百万円	201,811百万円	—
金融派生商品	1,402百万円	1,402百万円	—
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	879,397百万円	882,341百万円	2,944百万円

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品及びリース関連の金融商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 34円47銭

希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 33円10銭

1株当たり非継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失 △1円92銭

希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純損失 △1円92銭

1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 32円55銭

希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 31円25銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用していますが、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械及び装置が3～18年です。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間（3年以内）に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

工事損失引当金

当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を引当計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

パソコンリサイクル引当金

パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上しています。

(追加情報)

国内における家庭用パソコンのリサイクル制度の開始から7年が経過し、当社の出荷台数と回収率及び第三者機関の報告による国内市場の回収率等を用いて、リサイクル費用見込額をより合理的に算定することが可能となったため、当期において引当金額の見積りを変更しました。過年度の修正額1,171百万円は営

業外収益に計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しています。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

(11) 会計処理の変更

- ① 当期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。これによる損益に与える影響は軽微です。
- ② 当期から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

長期貸付金 27百万円

関係会社株式 18百万円

上記の資産は関係会社の借入金951百万円に係る担保です。

(2) 有形固定資産減価償却累計額

1,552,236百万円

(3) 保証債務及び保証類似行為

発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

被 保 証 者	保証債務及び保証類似行為残高
ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	377,629
ウェズダインインターナショナル社	42,448
フラッシュアライアンス(有)	32,348
その他	79,566
合 計	531,993

(4) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定しました。課徴金の額は、当社に対し86.25百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロとなっています。しかし、当社の調査では、当社は欧州競争法に違反する行為を行っておらず、現在欧州裁判所においてこの決定を争っています。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	900,984百万円
長期金銭債権	118,511百万円
短期金銭債務	1,017,226百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	2,585,139百万円
(2) 関係会社からの仕入高	2,596,541百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	151,507百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数 普通株式	4,237,602,026株
(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	2,519,870株
(3) 剰余金の配当に関する事項	

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2010年11月9日 取締役会	8,470百万円	2円00銭	2010年9月30日	2010年12月3日
2011年5月9日 取締役会(予定)	12,705百万円	3円00銭	2011年3月31日	2011年6月1日

(4) 当期末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる種類及び株式数 普通株式	175,295,212株
---	--------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法に基づく積立金の積立等です。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社名	議決権等の 所有割合 (注1)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝アメリカ情報システム社	所有100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	373,552	売掛金	51,699
子会社	東芝キャピタル・アジア社	所有100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	505,307	売掛金	46,966
子会社	東芝コンシューママーケティング㈱	所有100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	362,392	売掛金	17,929
子会社	東芝モバイルディスプレイ㈱	所有100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	—	その他の流動資産	135,300
				利息の受取(注4)	1,028	その他の流動資産	0
子会社	モバイル放送㈱	所有 90.3%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	—	その他の流動資産	62,650
				利息の受取(注4)	442	その他の流動資産	0
子会社	東芝国際調達台湾社	所有100.0%	仕入等	仕入(注5)	1,355,340	買掛金	274,007
子会社	東芝プラントシステム㈱	所有 61.6%	仕入等	仕入(注5)	85,616	買掛金	46,207
子会社	東芝インターナショナルファイナンス英国社	所有100.0%	資金の借入等	資金の借入(注4)	—	短期借入金	123,700
				利息の支払(注4)	117	未払費用	0
子会社	東芝テック㈱	所有 53.0%	資金の預り等	資金の預り(注6)	—	預り金	65,102
				利息の支払(注6)	104	未払費用	0
子会社	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	所有100.0% (注2)	債務保証等	債務保証等	377,629	—	—
子会社	ウェズデザインインターナショナル社	所有100.0% (注2)	債務保証等	債務保証等	42,448	—	—
関連会社	フラッシュアライアンス㈱	所有 50.1%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	—	長期貸付金	70,600
				利息の受取(注4)	383	その他の流動資産	0
関連会社	フラッシュパートナーズ㈱	所有 50.1%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	—	長期貸付金	40,000
				利息の受取(注4)	362	その他の流動資産	0
関連会社	東芝ファイナンス㈱	所有 35.0%	債務の支払代行等	債務の支払代行	321,364	買掛金	78,590

- (注) 1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
 2. 当社の子会社が議決権の67%を有する東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社がウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社及びウェズデザインインターナショナル社の議決権の全部を有しています。
 3. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 5. 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 6. 当社国内グループ会社間の資金集中取引(プーリング取引を含む)により資金の貸付及び預りを行っています。貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 220円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円88銭 |

8. 企業結合等関係に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2010年10月1日付けで連結子会社の東芝キャピタル株式会社（以下「東芝キャピタル」）を吸収合併しました。

① 企業結合の概要

ア. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

東芝キャピタル株式会社

東芝グループの会社に対する金融事業

イ. 企業結合日

2010年10月1日

ウ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、東芝キャピタルを消滅会社とする吸収合併

エ. 結合後企業の名称

株式会社東芝

オ. 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの資金管理の一元化及び資金管理に係る業務の効率化を進めるため吸収合併を行いました。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(事業分離)

当社と富士通株式会社は、2010年6月17日付けで基本合意した携帯電話事業の統合に関して、2010年7月29日に最終契約を締結し、当社は、2010年10月1日付けで携帯電話事業を富士通東芝モバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「新会社」）に譲渡しました。

① 事業分離の概要

ア. 分離先企業の名称

富士通東芝モバイルコミュニケーションズ株式会社

イ. 分離した事業の内容

携帯電話端末の設計、開発、販売等

ウ. 事業分離を行った主な理由

国内外で競争の激化する携帯電話市場において、これまでのノウハウや技術力を結集することで開発力の強化を図るとともに事業の効率性を高めるため事業分離を行いました。

エ. 事業分離日

2010年10月1日

オ. 法的形式を含む事業分離の概要

当社は、携帯電話事業の譲渡にあたり、新会社を設立し、事業譲渡により当社の携帯電話事業を承継させるとともに、新会社の株式の80.1%を富士通株式会社に譲渡しました。

② 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、受取対価が現金等の財産のみである場合の会計処理を行っています。当該事業分離による移転損益はありません。

③ 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産	4,341百万円
固定資産	660百万円
資産合計	5,001百万円
流動負債	3,869百万円
固定負債	2百万円
負債合計	3,871百万円

④ 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	43,474百万円
営業損失（△）	△ 6,318百万円